

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年5月17日4建第307号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、違反建築物の情報提供（添付資料を含む）を行った審査請求人の主張どおりに実施機関が調査等を行った場合に作成又は取得する次の文書である。

ア 違反建築物の情報提供を行った資料に記載の全案件の調査方法と調査結果及びその対応に関する調査文書

イ 日本ERI株式会社に対して建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の32第2項により行った指示の内容及びその回答（対応方法）に関する文書

ウ 実施機関の見落としにより違反建築が発覚しなかった案件の要因と今後の対応及び責任に関する文書

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）及び第2号（事業情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和4年5月2日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和4年5月17日付けで、本件請求に対し、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和4年7月25日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和4年12月23日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 今回の違反建築物が生じた主な要因は、確認検査機関の能力不足から確認審査における審査ミスを起こし、完了検査時においても適切な処理も行わず、建築主等に間違いを隠すため、設計者と共謀して、違反建築物のまま検査済証を交付したことにある。当該案件の建築主は、当然これらの状況は知らされていないはずで、開示しないことが建築主個人の権利利益を害するおそれがあるといわざるを得ない。確認検査機関と設計者が行った違反を隠蔽するという行為は、条例第7条第1項第2号に規定する「公にすることが必要である」と判断されるべきである。
- (2) 審査請求書の添付資料には、実施機関が建築計画概要書から違反を見つけられなかった事例もある。当然、見落とした原因や対策等は、調査し記録されているはずだが、その内容も非公開とされている。本来ならば、実施機関は当該建築物が法違反であることが判明した時点で、確認の取り消し等法に沿った処分を行うべきだが、その処分は行われていない。福岡県の建築行政が適正であるかどうかは、福岡県民として知るべき事項である。このことは条例第7条第1項第1号及び第2号には該当しない。
- (3) 審査請求書の添付資料により、法第77条の32第2項の指示が行われたことがわかる。実施機関は、確認検査において適正な実施がなされていないことを認めているにもかかわらず、その内容を公開しないということは、条例第1条の目的に反しているといえぬ。法第77条の32第2項による指示の内容は、利用者へは公開すべきものである。
- (4) 相模原市に同様の情報開示を行った際、設計者名や個人名は非開示となっているが、調査の結果等は開示されている。実施機関も同様の開示ができるのではないか。
- (5) 実施機関は、弁明書において、文書の存否を答えることで特定の個人や法人が所有する建築物の違反の有無が判明すると述べているが、現地や確認申請書を見れば違反建築物であることは明らかなため、特定の建築物の違反有無について公表を求めているわけではない。不適切な建築確認審査に対して、

また、実施機関の確認ミスに対してどのような対応を行ったのかについて、説明を求めている。実施機関が条例第7条第1項第1号及び第2号を理由に行った本件処分は、誤りである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号の該当性について

仮に、特定された個人が所有する建築物の違反有無を記録した文書の開示請求があった場合、通常、当該文書に記録されている氏名、住所等の個人に関する情報は、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第1項第1号に該当し非開示である。また、当該公文書から個人識別性のある部分を除いたとしても、その余の部分を公にすることで、当該建築物に違反のおそれがあると類推されてしまう可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、同号に該当し違反の有無にかかわらず非開示である。

更に、当該文書の存否を答えること自体も、個人が所有する建築物の違反の有無について本県が調査を行っているか否かが明らかになり、実際の違反の有無にかかわらず、当該建築物に違反のおそれがあると類推されてしまう可能性がある。

よって、条例第7条第1項第1号に規定する個人の権利利益を害するおそれがあることから、本件請求については、条例第9条に基づき文書の有無にかかわらず存否自体を回答しないこととした。

(2) 条例第7条第1項第2号の該当性について

仮に、特定された法人等が所有する建築物の違反有無を記録した文書の開示請求があった場合、当該文書に記録されている情報は、建築物の違反情報に関わるものであって、公にすることで、当該建築物に違反のおそれがあると類推されてしまう可能性があり、当該法人等の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1項第2号に該当し違反の有無にかかわらず非開示である。

更に、当該文書の存否を答えること自体も、法人等が所有する建築物の違反の有無について本県が調査を行っているか否かが明らかになり、実際の違反の有無にかかわらず、当該建築物に違反のおそれがあると類推されてしまう可能性がある。

よって、条例第7条第1項第2号に規定する法人等の権利利益を害するおそれがあることから、本件請求については、条例第9条に基づき文書の有無にかかわらず存否自体を回答しないこととした。

6 審査会の判断について

(1) 本件文書の性格及び内容について

ア 建築確認制度について

一定規模以上の建築物の新築や増改築等が行われる場合、建築主は、建築物の計画が建築基準に適合するかの確認（法第6条の2第1項）又は建築物及びその敷地が建築基準に適合するかの検査（法第7条の2第1項及び第7条の4第1項）等（以下これらを総称して「建築確認等」という。）を受けなければならないこととされており、それらの事務を司るために都道府県知事又は人口25万以上の市長等（以下「特定行政庁」という。）は、法第4条に規定する建築主事を置くこととされている。

特定行政庁は、建築確認等の実施後、法第12条第1項の規定により、安全上、防火上又は衛生上重要と認められる建築物を対象に、一級建築士又は二級建築士等による建築物の状況に関する調査結果の報告を受けることとされているほか、定期的なパトロールの実施や法第12条第5項の規定により、随時建築物の所有者等に建築物に関する調査状況の報告を求めることを通じ、建築確認制度の維持を図っている。

イ 違反建築物に対する指導について

「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（平成18年5月11日国土交通省住宅局建築指導課長通知）によると、特定行政庁は、違反事実が確認された場合、建築主等に対し、まず是正指導を行うこととされている。

建築主等がこの是正指導に従わない場合や違反の程度、規模等が著しい場合、特定行政庁は、法第9条第1項の規定により、建築主等に対して、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができることとされている。

なお、上記命令を発出した場合は、同条第13項の規定により、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨公示しなければならない。

ウ 指定確認検査機関に対する照会及び指示について

指定確認検査機関とは、建築主事に代わり、建築確認等を行う機関のことをいい、法第77条の21の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の指定を受けた者のことをいう。

指定確認検査機関は、法第77条の32第1項の規定により、確認検査の適正な実施のため必要な事項について、特定行政庁に照会できるとされており、照会を受けた特定行政庁は、当該照会をした指定確認

検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとされている。

また、特定行政庁は、建築物の確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、指定確認検査機関に対し、当該確認検査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができることとされている。

(2) 条例第9条の趣旨

本条は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを規定している。

例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は、非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

このような一定の場合に、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとするものである。

(3) 本件請求について

審査請求人は、「特定の建築物の違反有無について公表を求めているわけではなく、不適切な建築確認審査及び実施機関の確認ミスに対する対応について、説明を求めている。」旨主張している。

その一方で審査請求人は、本件請求の中で、「2021.7.21付けで建築指導課に違反建築物の情報提供（添付資料含む）を行いました。」と記載した上で、その添付資料において特定の個人又は法人が所有する建築物が違反建築物であり、当該違反が放置されていると記載している。

このことから、実施機関が、本件請求は特定の建築物が違反建築物であるとする情報提供と関連し、情報提供を受けた当該建築物についての調査結果等を請求したものと解したことは首肯できる。

よって、本件請求は、特定の個人又は法人等が所有する建築物が違反建築物であるとした上で、本件文書の公開を求めるものであると認められる。

(4) 本件文書の存否応答拒否の適否について

実施機関は、本件請求が特定の個人又は法人等が所有する建築物が違反建築物であるとした上で行われていることから、本件文書の存在を明らかにした場合、当該建築物の違反の有無について実施機関が調査を行っているか否かが明らかになり、実際の違反の有無にかかわらず、これらの建築物に違反

のおそれがあると推測されてしまう可能性があることから、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する非開示情報を開示することとなる旨を主張している。

よって、条例第7条第1項第1号及び第2号の該当性について、個別に検討する。

ア 条例第7条第1項第1号該当性について

(7) 本号の趣旨

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、学歴等に関する情報に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

更に、本号本文に該当するとした情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書イ）、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書ロ）等については、例外的に開示することとしている。

(イ) 本号ただし書イの趣旨

本号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

「法令及び条例の規定」は、何人に対しても等しく当該情報の閲覧、縦覧又は謄本・抄本その他写しの交付が認められている規定に限られ、利害関係人等のみ認めているものは含まれない。

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

(ロ) 本号ただし書ロの趣旨

本号ただし書ロは、非開示情報該当性の判断に当たっては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに開示が義務付けられ

ることになる。

(イ) 本号本文該当性の判断

仮に本件文書が存在した場合、特定の個人が所有する建築物について、実施機関が違反建築物の疑いがあるとして調査を行った事実が明らかになるものであり、当該事実は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、本件文書の存否を明らかにするだけで、実際の違反の有無にかかわらず、実施機関が調査を行った事実の有無が明らかになるものであり、このことは、当該建築物に違反のおそれがあると推測され、風評被害が生じ、当該建築物の財産的価値を損なうといった個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ロ) 本号ただし書イ該当性の判断

実施機関に確認したところ、これまで法第9条第13項の規定による公示の事実は一切ないとのことであった。

したがって、仮に審査請求人の主張どおりに違反があったとしても、法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する事情は認められない。

以上のことから、本件文書に係る情報は、本号ただし書イには該当しない。

(ハ) 本号ただし書ロ該当性の判断

審査請求人は、情報提供した建築物が違反建築物であることは明らかであり、違反の原因がはっきりとし、建築主への保証も確かなものになるため、公にすることが必要であると主張して開示を求めている。

この点について、仮に審査請求人の主張どおりに違反があったとしても、通常、違反の規模・程度等に応じた指導がなされれば是正可能な場合が多く存在し、違反の原因が明らかになるといった理由だけでその違反の事実が開示されることとなれば、かえって特定の個人の権利利益を害する蓋然性が高まるものと判断される。

また、実施機関に確認したところ、通常、是正指導を行う段階で、指導の相手方に対し、違反の内容に係る通知を行うとのことであった。

このことから、本件文書に係る情報は、上記(エ)のとおり特定の個人の権利利益を害するものであって、それでもなお公にする必要があるとする事情も具体的に認められないため、ただし書ロには該当しない。

(ニ) 小括

以上のことから、本件文書は、その存否を答えるだけで、条例第7条

第1項第1号の非開示情報を開示することになるため、条例第9条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件決定は妥当であると判断される。

イ 条例第7条第1項第2号該当性について

実施機関は、条例第7条第1項第2号にも該当する旨説明しているが、アのとおり、同項第1号に該当すると認められることから、本号の該当性については重ねて判断しない。

ウ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。